

どうする遺伝資源の活用

～生物多様性条約に対する長崎大学の取組～

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「名古屋議定書」は、遺伝資源へのアクセスとそれを利用して得られた利益を、提供国と利用国とで分け合うこと（ABS：Access and Benefit Sharing）に実効性を持たせるべく、利用国に国内措置を作ることを求めています。このような状況の中で、学術研究における「遺伝資源へのアクセスと利益配分」について正しく理解し、海外から遺伝資源を持ち込む場合に必要な相手国の法令等を事前に確認し、適切な手続きを講ずることが大切です。

本セミナーでは、国立遺伝学研究所森岡一氏と鈴木睦昭氏を講師に迎え、学術研究のABS対応を中心に具体的な事例を交えながら生物多様性条約を解りやすく解説戴くと共に、COP11について報告戴きます。また、個別相談も受け付けます。

日時 ★ 平成24年12月14日（金）17:00～19:00

場所 ★ 長崎大学熱帯医学研究所1F大会議室（坂本キャンパス）

次第 ★ 17:00 開会

17:00～17:05 ご挨拶

17:05～17:55 『遺伝資源と生物多様性条約』

国立遺伝学研究所知的財産室ABS学術対策チームリーダー

森岡 一 氏

17:55～18:45 『名古屋議定書とCOP11の報告』

国立遺伝学研究所知的財産室長

鈴木 睦昭 氏

18:45～19:00 質疑応答

19:00 閉会

主催 ★ 先端創薬イノベーションセンター、産学官連携戦略本部・知的財産部門、研究推進戦略室



参加ご希望の方及び個別相談を受けたい方は、氏名・所属・連絡先（電話番号&メールアドレス）を記入の上、12/5（水）までにメール又はFAXでお申し込みください。個別相談は16:00～17:00に設定します。

E-mail : sasa@nagasaki-u.ac.jp / FAX : 095-819-2189

お問合せ先*長崎大学先端創薬イノベーションセンター創薬支援室

TEL : 095-819-2230 (担当:梅津, 笹島)